

乙訓圏域障がい者自立支援協議会

会長 植田 茂 様

乙訓圏域障がい者自立支援協議会

「医療的ケア」委員会 委員長 高畑 龍一

乙訓圏域障がい者自立支援協議会「医療的ケア」委員会

『医療的ケア』が必要な方等の短期入所に関する課題協議について  
～『福祉型短期入所』の利用を進めていくために（中間報告）（案）

1. 初めに

乙訓圏域障がい者自立支援協議会（以下「当協議会」）「医療的ケア」委員会（以下、「当委員会」）では、昨年度より『医療的ケア（※注）』が必要な方への短期入所の実施に関する課題協議を進め、その中でより身近な「福祉型短期入所」において「医療的ケア」が必要な方の利用を進めていくためにはどのような条件整備が必要になるのか、という視点で協議を行っていく方向性を確認してきました。

協議は今後も継続していくこととなりますが、より具体的な対応策の協議に資するために、これまでの取り組みの経緯や協議状況、現時点で上げられてきた課題等を整理し、「中間報告」としてとりまとめることになりました。

※注

「医療的ケア」とは…

日常生活を営んでいくために必要な医療的な生活援助行為のこと。医療機関で行われる治療目的の「医療行為」とは区別して、「医療的ケア」と呼ばれている。

介護職員等による喀痰吸引等制度により介護職員等の実施が認められた喀痰吸引等も含まれる。

2. 当委員会で「短期入所」に関する協議を行うことになった経緯について

乙訓圏域における「短期入所の不足及び必要性」については、当協議会発足当初より「声」としては上げられていました。22年度の「地域生活支援部会」での協議では「ショートステイ小部会」を置き、検討が行われたこともありましたが、また「医療型短期入所」について、圏域内の医療機関と実施に関する具体的な調整協議も行政との間で行われたこともありましたが、最終的には調整が

つかず実施には至っていません

24年度には当委員会及び地域生活支援部会で「短期入所の確保」及び「『医療的ケア』が必要な方の短期入所の実施」に関する意見が出され、25年度への協議課題として申し送られることとなり、運営委員会での課題整理により、当委員会での協議課題として取り上げることとなりました。

### 3. 取り組み状況について

当委員会における年度ごとの取り組み状況は、下記の通りです。

#### 【25年度】

「乙訓の障害者福祉を進める連絡会」により、連絡会に所属する「医療的ケア」が必要な方の家族へのインタビュー（対象は9家族）を実施し、結果を取りまとめて当委員会定例会で報告しました。インタビューでは主に「入院時の対応」と「短期入所」に関する現状や希望等に関する聞き取りを行い、年度の前半ではまず「入院時対応」について集中的な協議を実施したため、短期入所に関する協議は年度後半より実施することとなりました。

聞き取りから利用者（家族）側からの希望としては、

- 「医療型短期入所」について、現状では距離的な問題（送迎の負担）や利用に至るまでの準備（外来受診、日帰り利用による「練習」等）の大変さ等から利用に至るまでに親が「疲れてあきらめてしまう」実態があり、また利用希望が多く「いざ」と言うときに使える保障がない等などから、現実的に利用に繋がっていない。
- 距離的な問題が解消する圏域の医療型短期入所の必要性を否定するものではないが、むしろ日常的な関わりが「安心感」につながる等から、「病院ではなく、生活をしている身近な場所で利用できる短期入所（福祉型）」がより求められている。

ということが明らかになりました。

※参考：京都府下で医療型短期入所を実施している事業所 6か所。

所在地「京都市北区（2か所）」「亀岡市」「城陽市」「舞鶴市」「与謝郡与謝野町」

以上の経緯を踏まえた協議の結果、当委員会としては「福祉型短期入所事業所」での「医療的ケア」が必要な方の利用を進めていくために必要と考えられる条件整備について、協議を進めていくという方向性を確認しました。

次に、圏域内の福祉型短期入所事業所の状況を把握するため、福祉型短期入所を実施している事業所（4カ所）を対象に、「医療的ケア」が必要な方の支援を前提として、現状・課題等に関するアンケート及び聞き取り調査を実施、資料として取りまとめました。（詳細は別紙資料を参照）

また対応の事例として、4事業所の内の一事業所である「あっとハックいちもんばし」より個別事例の報告を受け、より具体的な状況と課題について確認しました。

※アンケート及び聞き取りの対象とした4事業所

晨光苑（乙の国福祉会）、乙訓ひまわり園短期入所事業所（向陵会）

ショートステイいろどり（あらぐさ福祉会）、あっとハックいちもんばし（てくてく）

## 【26年度】

前年度からの引継ぎを踏まえ、「医療との連携の在り方」に関する協議を行い、訪問看護ステーションとの連携に関する情報交換が必要であるとの確認により、当委員会打ち合わせ会（6月5日）において乙訓訪問看護ステーション連絡会（代表者）との意見・情報交換を行いました。

その中で医療機関等に対して、事業所側が何を求めているのかを具体的に挙げていく必要性について確認され、前年度のアンケート・聞き取り調査の内容も踏まえつつ、4事業所での状況の交流や意見交換の場を設定することとなりました。

並行して、府下の「医療型短期入所」の現状等について確認することとなり、「花ノ木医療福祉センター」へ担当職員の派遣を要請し、定例会（8月21日）で現状の報告を受けました。報告では広域対応のため、緊急時等の臨機応変な受け入れが難しい現状や、利用開始時の受診のために家族の付き添いが必要とされること等が確認されました。

続いて、圏域内の福祉型短期入所4事業所による「意見交換会」（10月16日）を実施しました。個々の事業所ごとの状況の違いや「人材不足」等各事業所に共通する課題への意見が出される等、そもそも短期入所実施が厳しい状況にある中でも、具体的に「医療的ケア」が必要な方への対応を行っている部分もあり、それぞれ現行制度の下でもできる限り条件を整えつつ「できることは進めていく」という方向性は確認されました。

その後の定例会での「意見交換会」報告と協議により、今後課題をより具体的に抽出していくために、それぞれの事業所から事例の報告を受け、その積み上げを通して協議を進めていくこととなりました。12月12日の定例会では「乙訓ひまわり園短期入所事業所」より、2月26日には「晨光苑」より報告を受けています。

## 4. 協議を通して上がってきた課題等について

### ● 利用者側からの視点として

そもそも短期入所事業所が不足している中で、「医療的ケア」が必要な人の利用はさらに困難な状況がある。実施に向けての「準備」への負担が大変大きいため、「利用」に結びつくまでに親が疲れてあきらめてしまう。「医療型短期入所」は送迎負担、入所時診察のため家族（親）の同行が求められる、広域対応のため申し込みが2ヶ月前で、それでも確実に利用できるとは限らず、緊急時について利用はほぼできない。

### ● 事業所側の視点として

慢性的な人員不足のため、短期入所の受け入れ自体が十分にできていない実態がある。看護師等

の配置の状況が事業所（法人）によって異なり、配置がある事業所（法人）でも勤務時間等の制約などにより特に夜間帯の対応に課題がある。看護師等の配置がない事業所では利用者の状況に応じて必要な連携をどうとっていくのが課題である。短期入所が「在宅支援」の一環であることをふまえると、日常的に在宅支援として関わっている医療機関との連携が短期入所時にも取ることができれば、双方にとっての安心につながるのではないか？また、「医療型短期入所」との報酬単価に大幅な差がある。同じ利用者を受け入れても「医療型」と比べ1/3程度の収入にしかならず、必要な支援体制や連携体制を取ることが運営的に困難である。

- 訪問看護ステーション連絡会からの提起として

短期入所という利用形態の中で、「初めて見る人」の支援を的確に行えるかという点と難しい。日常的に関わっている方が短期入所を利用する場合の支援、ということであれば、訪問看護としてできることはあるのではないか。

## 5. 今後の協議について

以上の課題を踏まえ、今後下記のような視点で協議を進めていきたいと考えています。

- ※ そのままの問題として短期入所事業の制度設計上の課題解決のために、他圏域の状況も参考にしながら、行政（市町及び府それぞれの段階で）の施策として実施でき得るものはないか。
- ※ 短期入所を実施する事業所として、現行制度を最大限活用しつつ、さらにでき得る工夫はないか。
- ※ 訪問看護ステーション等、医療との連携を進めていくための具体的な協議が進められないか。

そのために個別事例（実際に各事業所の努力・工夫を通して対応しているケースや困難事例等）を積み上げ分析すること等を通して、具体的な条件整備の内容について検討し、協議を進めていきたいと考えています。

以上